

盛岡広域振興局長告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年11月13日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪川川口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡岩手町大字川口第26地割81番1地先から82番1地先まで	新	m 21.8～13.3	m 77.5
	旧	14.5～11.6	77.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (2) 期間 令和2年11月13日から同年12月14日まで